

## 大分県特定水産動植物採捕許可事務処理要領

令和2年12月1日制定

令和6年9月1日一部改正

### 第1 趣旨

本要領は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第132条第2項第4号に掲げる特定水産動植物の生育及び漁業の生産活動への影響が軽微な場合として、試験研究又は教育実習（以下「試験研究等」という。）の用に供するため、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「規則」という。）第42条第1項の許可の審査基準、手続等に関し必要な事項を定めるものである。

### 第2 許可の基準

次の（1）から（4）までの全てを満たす場合には、許可をするものとする。

- （1） 試験研究又は教育実習の目的及び計画の内容が、必要かつ妥当と認められること。
- （2） 当該特定水産動植物の採捕によって、特定水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらさないと認められること。
- （3） 許可の申請をした者（以下「申請者」という。）が、次の①から④までに掲げる者に該当しないこと。
  - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
  - ② 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人（操船又は採捕を指揮監督する者をいう。以下同じ。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
  - ③ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
  - ④ 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの
- （4） 採捕に従事する者（採捕の責任者を含む。以下同じ。）の中に、暴力団員等に該当する者又は暴力団員等によってその事業活動が支配されている者がいないこと。

### 第3 許可の申請者

許可の申請ができる者は、次の①から⑥までに掲げる者に限るものとする。

- ① 国又は地方公共団体
- ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（水産に関する学科を置くものに限る。）又は大学
- ③ 独立行政法人又は地方独立行政法人
- ④ 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会
- ⑤ 国又は地方公共団体の委託を受けて試験研究又は教育実習を行う法人
- ⑥ その他知事が認める者

### 第4 許可申請

- （1） 許可を受けようとする者は、特定水産動植物採捕許可申請書（以下「申請書」という。）を

知事に提出しなければならない。また、船舶を使用する場合にあつては船舶ごとに申請書を提出するものとする。

申請書には、次の①から⑧までに掲げる事項を記載するものとする。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 採捕の目的
- ③ 採捕しようとする特定水産動植物の種類及び数量
- ④ 採捕の区域及び期間並びに使用する漁具の種類、規模及び数
- ⑤ 使用する船舶の名称、漁船登録番号（又は船舶番号）、総トン数、推進機関の種類及び馬力数
- ⑥ 採捕責任者の氏名及び住所
- ⑦ 採捕に従事する者の氏名及び住所
- ⑧ その他知事が必要と認める事項

(2) 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、知事が許可又は不許可の判断に必要なないと認めるときは、書類の添付を省略することができる。

- ① 試験研究又は教育実習に係る計画書
- ② 採捕区域図
- ③ 申請者が第2の(3)及び(4)を誓約する書面
- ④ 委託契約書の写し（採捕の委託を受けた場合）
- ⑤ 試験研究機関からの意見書又は教育機関からの意見書
- ⑥ 漁船原簿謄本（漁船を使用する場合）
- ⑦ 船舶使用承諾書（用船の場合）
- ⑧ 登録事項証明書及び船舶検査証書の写し（漁船以外の船舶を使用する場合）
- ⑨ 漁業権者又は大分県漁業協同組合地区漁業運営委員長の同意書（漁業権内の場合）
- ⑩ 登記簿謄本及び定款（法人の場合）
- ⑪ 調査研究概要書（環境調査の場合）
- ⑫ その他知事が必要と認める書類

## 第5 審査

知事は、申請書の提出があつたときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実態を調査し、その申請が適正かつ妥当なものであるかどうかを判断するものとする。この場合において、知事は、申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、期限を定め、申請者に対して、補正を求めるものとする。

## 第6 許可

許可は原則として採捕区域を所管する振興局で行うものとし、許可の有効期間は1年以内とする。採捕区域を所管する振興局が複数ある場合は、関係する振興局で協議の上、許可を行う振興局を決定する。

知事は、特定水産動植物の生育及び漁業の生産活動への影響を軽減するため必要があると認めるときは、その許可に条件を付けることができる。

許可をしたときは、船舶ごとに特定水産動植物採捕許可証を交付し、採捕に従事する者ごとに

特定水産動植物採捕許可証（従事者用）（以下、本項目において「従事者用許可証」という。）を交付するものとする。ただし、船舶のみで採捕が完結する調査にあつては、従事者用許可証の交付を省略することが出来る。

許可後は関係振興局及び漁業管理課に許可証の写し及び特定水産動植物採捕許可申請書を送付するものとする。ただし、従事者用許可証については、本要領の第4（1）⑦以外の記載内容が同一である場合に限り、筆頭の従事者用許可証の送付で足りる。

## 第7 不許可の通知

知事は、不許可としたときは特定水産動植物採捕不許可通知書により、当該申請者に通知するものとする。

## 第8 許可証の携帯義務

許可を受けた者及び採捕従事者は、当該許可に係る採捕をするときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯しなければならない。

## 第9 許可証の再交付

許可を受けた者又は採捕従事者が許可証を亡失し、又は滅失した場合には、特定水産動植物採捕許可証再交付申請書を提出しなければならない。

## 第10 許可証の記載内容の変更

許可を受けた者は、許可証の記載内容に変更が生じた場合には、許可証を返納するとともに、再度知事の許可を受けなければならない。

## 第11 許可の取消し

知事は、許可を受けた者が（1）に掲げる場合に該当することとなったときには当該許可を取り消すものとする。また、（2）又は（3）に掲げる場合に該当することとなったときには当該許可を取り消すことができる。

- （1）許可を受けた者又は当該許可の採捕に従事する者が、第2の（3）又は（4）のいずれかに該当することとなった場合
- （2）漁業関係法令又は漁業関係法令に基づく処分に違反した場合において、当該特定水産動植物の生育又は漁業活動への影響を軽減するために必要があると認める場合
- （3）第8の許可証の携帯義務に違反した場合

## 第12 許可証の返納

許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく許可証を返納しなければならない。

## 第13 採捕の結果報告

許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後30日以内に、特定水産動植物採捕結果報告書により、報告を行わなければならない。

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる  
事務所の所在地)

特定水産動植物採捕許可申請書

漁業法施行規則第42条第3項の規定により、特定水産動植物の採捕許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 採捕の目的
- 2 採捕しようとする特定水産動植物の種類及び数量
- 3 採捕の区域
- 4 採捕の期間
- 5 使用する漁具の種類、規模及び数
- 6 使用する船舶
  - (1) 船名
  - (2) 漁船登録番号又は船舶番号
  - (3) 総トン数
  - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 7 採捕責任者の氏名及び住所
- 8 採捕に従事する者の氏名及び住所

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる  
事務所の所在地)

誓約書

- 1 私は、次の①から④までのいずれにも該当しないことを誓約します。
  - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
  - ② 申請者が法人の場合にあっては、その役員の中に暴力団員等に該当する者があるもの
  - ③ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
  - ④ 申請者が法人の場合にあっては、その役員の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの
  
- 2 また、採捕に従事する者（採捕の責任者を含む。）の中に、暴力団員等に該当する者又は暴力団員等によってその事業活動が支配されている者がいないことを誓約します。

許可番号 ○○特水第○号

特 定 水 産 動 植 物 採 捕 許 可 証

住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる  
事務所の所在地)

1 採捕しようとする特定水産動植物

2 許可の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 条件

(1) 特定水産動植物の種類及び数量

(2) 採捕の区域

(3) 採捕の期間

(4) 使用する漁具の種類、規模及び数

(5) 採捕に従事する者の氏名及び住所

(6) 使用する船舶

① 船名

② 漁船登録番号又は船舶番号

③ 総トン数

④ 推進機関の種類及び馬力数

(7) その他の条件

1 採捕に当たっては本許可証を携帯すること。

2 許可期間終了後は、速やかに別添様式により結果を報告するとともに許可証を返納  
すること。

※4 採捕に従事する者の住所及び氏名

年 月 日

大分県知事 ○○ ○○

許可番号 ○○特水第○号の○

特 定 水 産 動 植 物 採 捕 許 可 証(従事者用)

住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる  
事務所の所在地)

採捕に従事する者の氏名及び住所

1 採捕しようとする特定水産動植物

2 許可の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 条件

(1) 特定水産動植物の種類及び数量

(2) 採捕の区域

(3) 採捕の期間

(4) 使用する漁具の種類、規模及び数

(5) 使用する船舶

① 船名

② 漁船登録番号又は船舶番号

③ 総トン数

④ 推進機関の種類及び馬力数

(6) その他の条件

1 採捕に当たっては本許可証を携帯すること。

2 許可期間終了後は、速やかに許可受有者に許可証を返納すること。

年 月 日

大分県知事 ○○ ○○

年 月 日

特定水産動植物採捕不許可通知書

〇〇 〇〇 殿

大分県知事 〇〇 〇〇

年 月 日付けで申請のあった特定水産動植物採捕許可申請については、下記の理由により許可しないことに決定しましたので通知します。

記

- 1 採捕しようとする特定水産動植物の種類及び数量
- 2 不許可の理由

なお、この処分に対して不服がある場合には、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に大分県知事に対して審査請求をすることができる（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分については、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる  
事務所の所在地)

特定水産動植物採捕許可証再交付申請書

次の特定水産動植物採捕許可証を亡失（又は滅失）したので、漁業法施行規則第42条第7項の規定により再交付を申請します。

記

1 許可番号

2 再交付の理由

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる  
事務所の所在地)

特定水産動植物採捕結果報告書

○年○月○日付け○○第○○号により許可を受けた特定水産動植物の採捕について、漁業法施行規則第42条第10項の規定により、下記のとおり結果を報告します。

記

- 1 特定水産動植物の種類
- 2 採捕の期間
- 3 採捕の方法及び採捕従事者数
- 4 採捕した数量

※ 採捕の目的や当該結果報告書の記載内容と実際の採捕の内容とが合致していることが分かる書類等を添付すること。